

広島市総合環境アセスメント基本構想(案)

～持続可能な社会を目指して～

平成15年1月

広島市

はじめに

環境アセスメント(環境影響評価)制度は、環境に影響を及ぼすおそれのある開発事業などについて、あらかじめその影響を調査、予測、評価し、これらの結果を公表して市民のみなさんから意見を伺うなどにより、環境への負荷を軽減し、環境に配慮した事業へと誘導するものです。

現在、本市をはじめ、我が国で行われている環境アセスメントのほとんどが、事業アセスと呼ばれているもので、事業の実施内容がほぼ固まった段階で環境アセスメントが行われるという制度上の限界が指摘されています。

このようなことから、環境アセスメント制度を十分に機能させるためには、現行の環境アセスメント制度を補完し、事業に先立つ政策や計画を立案する段階に環境への配慮を組み入れていく新たな制度を構築する必要があります。

こうした視点にたって、本市では、平成13年度から、新たな環境アセスメント制度として、広島市総合環境アセスメント制度(仮称)の構築に取り組んできており、今回、この制度の基本理念やあり方を基本構想としてとりまとめました。

我が国では、このような環境アセスメント制度は、一部の自治体において取組が始まったばかりであり、実施事例が少ないことから、今後は、この基本構想に基づいて試行ガイドラインを策定し、運用実績を積み重ねることにより、その問題点や課題を抽出・検討したうえで、できるだけ早い時期に、本格的な制度化を図りたいと考えています。

目 次

はじめに

第1章 趣 旨	1
第2章 新たな環境アセスメント制度の構築	3
第3章 対象計画等	5
第4章 手続きのあり方 (解説)	7
1 計画等のふるい分け（スクリーニング）	
2 調査・予測・評価の項目及び手法の重点化・簡略化（スコーピング）	
3 調査・予測・評価結果の公表	
4 市民参加	
5 専門家・市長の意見	
6 評価結果の計画等への反映	
7 柔軟な手続きの設定	
第5章 調査・予測・評価のあり方 (解説)	10
1 複数案（ゼロ案を含む。）の比較検討	
2 環境面と社会・経済面への影響との関連	
3 累積的・複合的影響の予測・評価	
4 環境の範囲	
5 調査・予測・評価の項目及び手法の柔軟な設定	
第6章 参加する主体の役割 (解説)	12
1 計画等の策定者の役割	
2 市民、環境 NGO・NPO の役割	
3 市長の役割	
[用語の解説]	14
本文中に*を付した用語について、五十音順に解説しています。	
[資 料]	20

第1章 趣 旨

広島市は、今日の環境問題に対処し、環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に向けて、市民・事業者・市の協働のもとに、環境施策や取組をより積極的に推進していくことにしています。

そうした取組の一つが、環境アセスメント（環境影響評価）制度ですが、現行の環境アセスメント制度は、個別の事業の実施内容がほぼ固まった段階で環境アセスメントを行うという制度上の限界があります。

広島市が真に持続可能な社会の実現を目指すためには、現行の環境アセスメント制度の限界を補完し、事業に先立つ政策や計画等（以下「計画等」という。）の立案から事業の実施に至るまでの各段階に環境への配慮を組み入れ、環境への負荷をできるだけ少なくしていくシステムを構築する必要があります。

（解説）

今日の都市の発展に伴う人口の集中や産業の集積、また、これまで社会の繁栄を支えてきた大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、環境に大きな負荷を与えており、身近な環境だけでなく、*地球温暖化や*酸性雨など地球的な規模で環境に影響を及ぼし、人類を含むすべての生物の生存基盤を将来にわたって脅かしています。

広島市では、このような環境問題に対処していくため、環境を保全し創造するための基本理念を定めた「*広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」（平成 11 年 3 月）を制定するとともに、「*広島市環境基本計画」（平成 13 年 10 月）を策定し、環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に向けて、市民・事業者・市の協働のもとに、環境施策や取組をより積極的に推進していくことにしています。

そうした取組の一つに、環境アセスメント制度があります。（図 1）

環境アセスメントとは、環境に影響を及ぼすおそれのある活動を行う前に、あらかじめ環境に与える影響を調査・予測・評価し、その評価結果を活動内容や実施方法に反映させるものです。環境は、一度破壊されてしまうと回復が困難なので、環境への負荷が少ない持続可能な社会を構築するためには、このような事前の取組が重要です。

広島市では、平成 7 年に「広島市環境影響評価要綱」を、その後、平成 11 年には「*広島市環境影響評価条例」を制定して、道路、埋立、住宅団地、工業団地等の環境に影響を及ぼすおそれのある開発事業を対象に環境アセスメントを実施し、環境への負荷の低減や*生態系の保全などに配慮した事業へと誘導してきました。

しかし、「事業アセス」と呼ばれる現行の制度は、個別の事業について、その実施段階で環境アセスメントを行うことから、

- ① 事業内容がほぼ固まっているため、大幅な事業計画の変更や事業の中止など、*環境への影響を回避・低減するための措置が限られてしまう。
- ② 小規模な事業が集中し、全体として大きな負荷をもたらす*累積的な影響や、複数の事業の実施による*複合的な影響が評価されない。

という制度上の限界があります。

また、社会・経済面への影響が考慮されていないことや、環境への影響について、事業の前提となる政策や計画等に市民等の意見が反映されていないという課題があります。

広島市が真に持続可能な社会の実現を目指すためには、こうした現行の環境アセスメント制度の限界を補い、計画等の立案から事業の実施に至るまでの各段階に環境への配慮を組み入れて、環境への負荷をできるだけ少なくしていく新しいシステムを構築する必要があります。

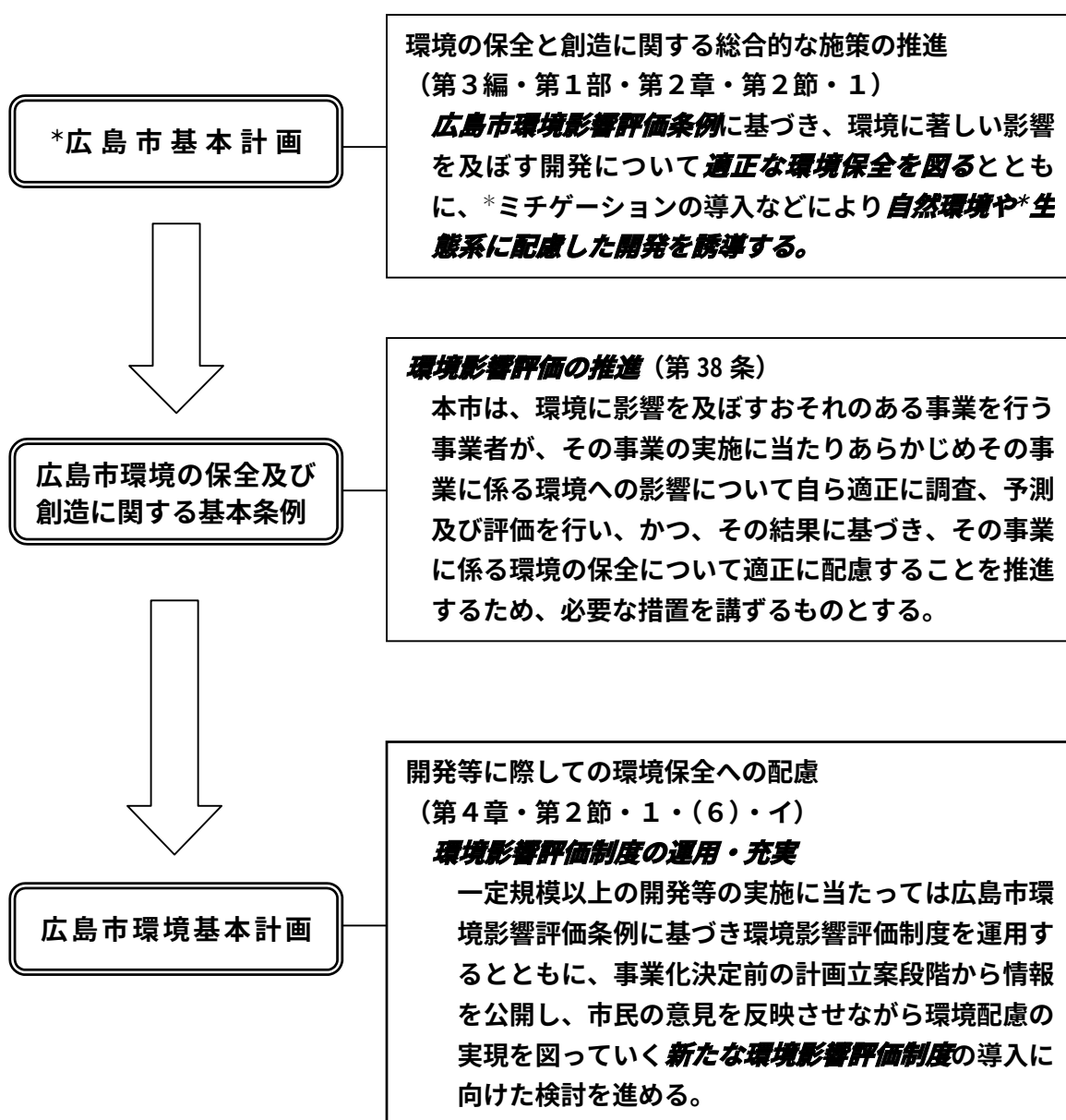


図1 環境アセスメント制度の位置付け

第2章 新たな環境アセスメント制度の構築

広島市は、*戦略的環境アセスメントや計画段階アセスメントなどの考え方を取り入れ、計画等の策定段階を対象とした新たな環境アセスメント制度として、広島市総合環境アセスメント制度（仮称）を構築します。

この新たな制度と現行の事業実施段階の環境アセスメントとの連携により、計画等の立案段階から事業の実施に至るまでの全ての段階に適切な環境への配慮を組み入れ、環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現を目指します。

（解説）

広島市が構築しようとする、計画等の立案段階や個別事業の内容が固まる前の段階で、環境への配慮について検討を行う仕組みとしては、

- ① 政策、計画・プログラムを対象とした環境アセスメントである戦略的環境アセスメント（SEA: Strategic Environmental Assessment）
- ② 計画の早い段階において複数案の比較評価を行う計画段階アセスメント（計画アセス）

などがあり、その適用段階や手続きの面で相異はありますが、

- ① 計画等の複数案について環境面からの比較検討を行う。
- ② その際には、社会・経済面への影響と関連させた予測・評価を行う。
- ③ 累積的・複合的影響の予測・評価を行う。
- ④ 実効性のある市民参加の機会を設けている。

などの要素を含んだものとなっています。

これらの要素は、前章で述べた事業アセスの制度上の限界を補うものであり、また、環境面だけでなく、社会・経済面への影響を関連させて評価するなど、本市が目指す制度と軌を一にするものであることから、本市では、これら戦略的環境アセスメントや計画アセスの考え方を取り入れ、対象とする計画等や手続きのあり方等について検討したうえで、新たな環境アセスメント制度として、広島市総合環境アセスメント制度（仮称）を構築します。

この新たな環境アセスメント制度と、現行の事業実施段階を対象とした環境アセスメント制度との連携により、計画等の立案から事業の実施に至るまでの全ての段階に適切な環境への配慮を組み入れ、環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現を目指します。

（図2）

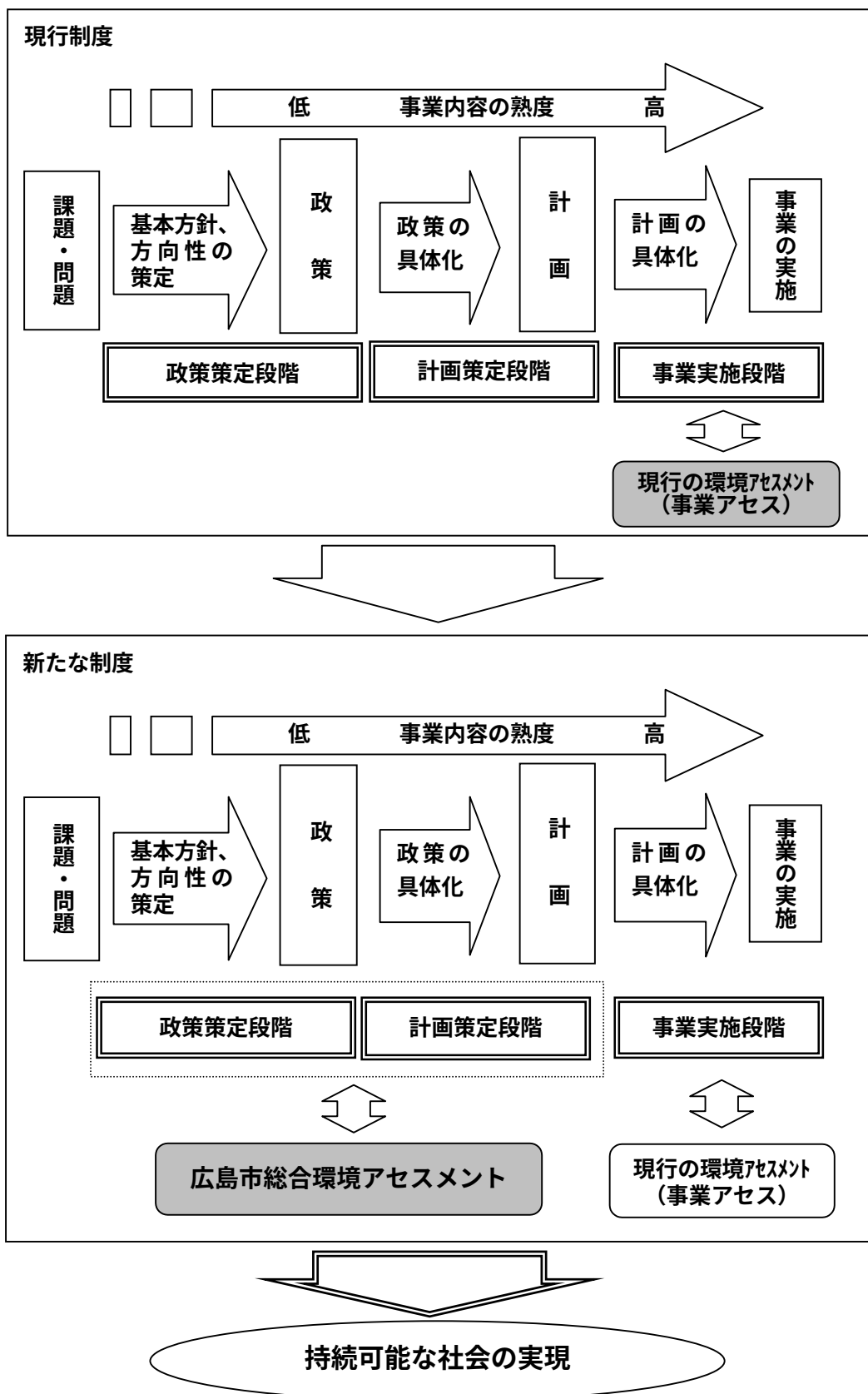


図2 広島市総合環境アセスメント制度のイメージ

第3章 対象計画等

広島市総合環境アセスメントは、計画等のうち、環境に影響を及ぼすおそれ大きいものについて、計画等の内容が固まっておらず、十分に変更の余地のある段階で適用します。

なお、当面は、広島市が策定する環境に影響を及ぼすおそれ大きい個別事業の計画に適用し、運用実績を積み重ねながら適用範囲の拡大を図ります。

(解説)

広島市総合環境アセスメントが対象とする計画等として、具体的には、以下のような政策、個別事業の上位計画、個別事業の計画などが考えられます。

- ① 政策・上位計画（各種5か年計画等）
事業そのものを決定するものではないが、事業の基本方針や方向性を示すもの
- ② 小規模な事業を統括又は規制する計画（土地利用計画等）
個々の事業内容に直接結びつくものでないが、個々の事業内容を拘束する計画
- ③ 複数の事業を統括する計画（大規模な複合開発計画等）
複数の事業を統括する地域全体の開発計画
- ④ 個別事業の計画
個々の事業についての構想や基本計画

また、これらを策定し実施する主体としては、市、国、県、民間事業者が考えられます。

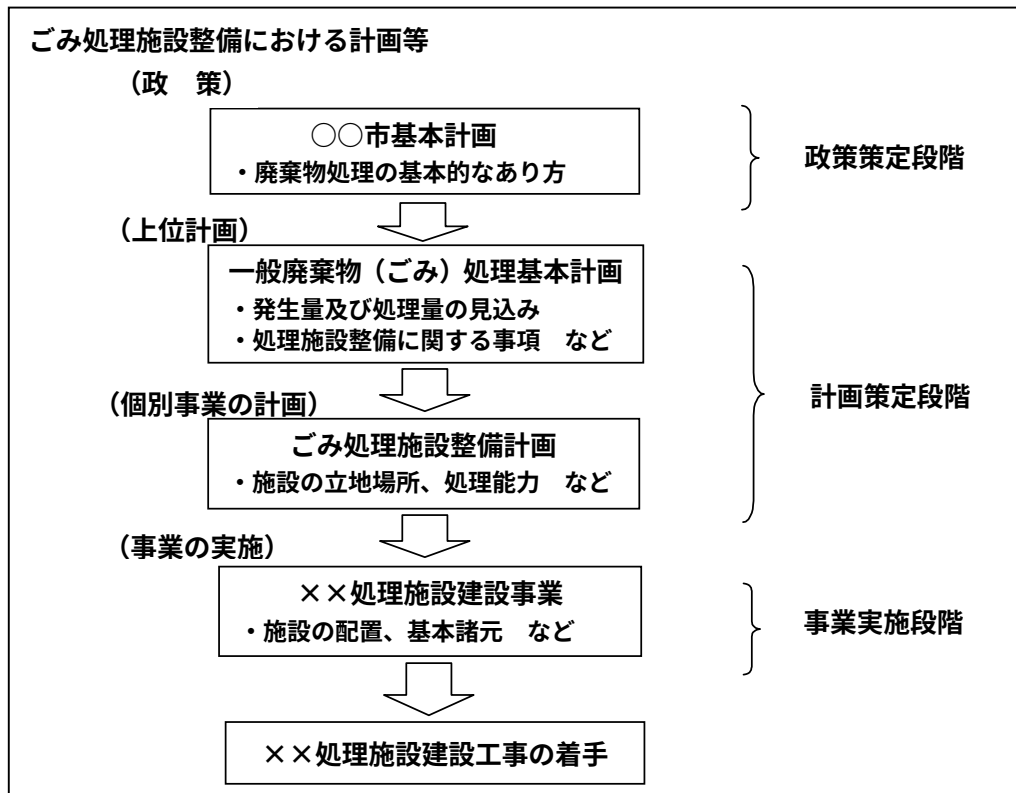


図3 政策、上位計画、個別事業の計画のイメージ

広島市総合環境アセスメントは、これらの計画等のうち、環境に影響を及ぼすおそれ
 が大きいものについて、計画等の内容が固まっておらず、十分に変更の余地のある段階
 で適用します。

なお、計画等に係る環境アセスメント制度は国内での事例が少ないこと、また、*調査・
 予測・評価のための技術手法等が確立されていないことから、当面は、広島市自らが策
 定する計画等のうち、環境に影響を及ぼすおそれのある個別事業の計画に適用し、運用
 実績を積み重ねながら、適用範囲の拡大を検討します。(図4)

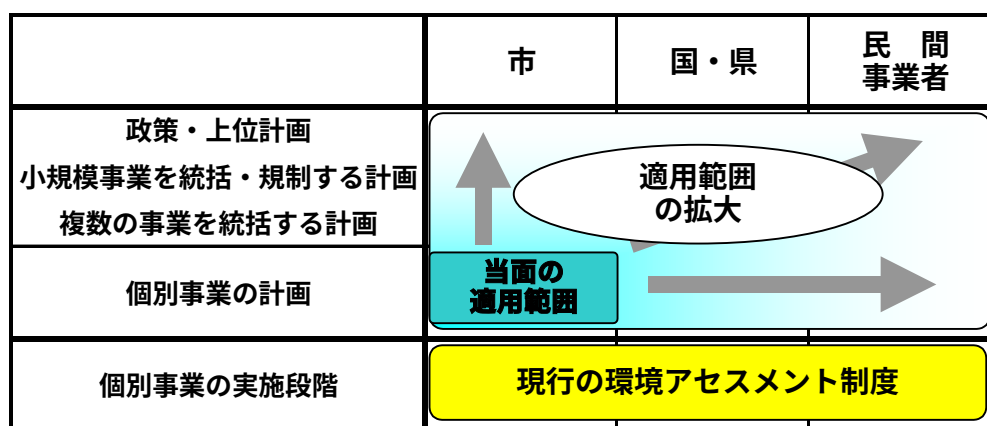


図4 適用範囲のイメージ

第4章 手続きのあり方

広島市総合環境アセスメントの手続きは、計画等のふるい分け（*スクリーニング）、調査・予測・評価の項目及び手法の重点化・簡略化（*スコーピング）、調査・予測・評価結果の公表、市民参加、専門家・市長の意見、評価結果の計画等への反映などにより構成します。

具体的な手続きを定める際には、計画等の策定手続きや現行の環境アセスメント制度などと調整を図りつつ、計画等の種類、分野に合わせて柔軟に対応します。（図5）

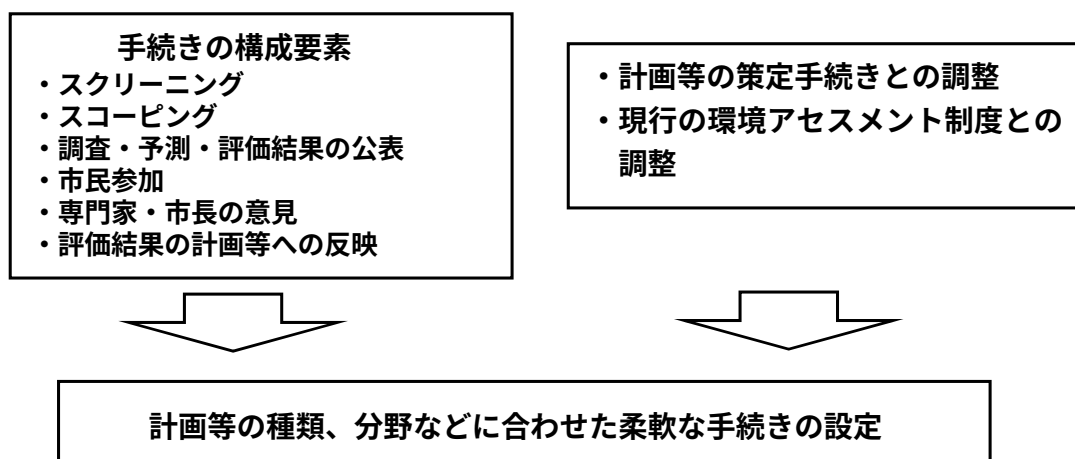


図5 手続き設定のあり方

（解説）

1 計画等のふるい分け（スクリーニング）

計画等は、その種類（政策、上位計画、個別事業の計画等）、分野（道路、埋立、団地、廃棄物等）が多種多様であり、環境への影響も計画等によって大きく異なります。

このため、総合環境アセスメントを効果的・効率的なものにするには、どの計画等を対象とするかどうかをふるい分ける、スクリーニングの手続きが必要です。

具体的なスクリーニングの方法としては、個別の案件ごとに総合環境アセスメントの対象とするかどうかを判断する方法、あらかじめ対象とすべき計画等を定める方法がありますが、当面は、個別の案件ごとに総合環境アセスメントの対象とするかどうかを判断していくこととし、将来、その制度化にあたっては、スクリーニングの方法について検討を行います。

2 調査・予測・評価の項目及び手法の重点化・簡略化（スコーピング）

計画等の実施に伴う環境への影響は、計画等の種類、分野、さらに、計画等が実施される地域の特性により大きく異なります。

このため、個別の案件ごとに、調査・予測・評価を実施する項目と手法を検討するスコーピングの手続きが必要です。

スコーピングを導入することで、調査等の作業の手戻りの防止、論点を絞って必要

なことを重点的に行い、不必要なことは簡略化するというメリハリが効いた、効果的・効率的な調査・予測・評価を行うことができます。

具体的な手順としては、計画等の策定者が、計画等の特性と地域の特性を考慮しながら、調査・予測・評価の項目及び手法の重点化・簡略化の検討を行い、その検討結果を市民、*環境 NGO・NPO 等（以下「市民等」という。）に広く公表し、市民等からの意見や各種の環境情報を踏まえ、適切な項目と手法を選定します。

また、これまでの環境アセスメント制度運用の経験を踏まえ、計画等の策定者が調査・予測・評価の項目及び手法を選定した理由、市民等及び市長からの意見に対する計画等の策定者の対応（見解の提示、調査・予測・評価の項目及び手法の修正）の内容について調査の実施前に公表する手続きを検討します。

3 調査・予測・評価結果の公表

計画等の策定者は、調査・予測・評価の結果を公表し、市民等に広く意見を求め、幅広く環境情報を収集するとともに、環境配慮に関する*説明責任を果たすことが必要です。

具体的には、計画等の策定者が、調査・予測・評価の結果等について説明会を開催したり、インターネットを利用し公開するなど、市民等の理解を深めることにします。

4 市民参加

総合環境アセスメントでは、計画等のより早い段階で公表することにより、市民等から幅広く環境情報を収集し、より良い環境配慮のあり方を検討します。

このためには、調査・予測・評価の項目や手法及びその結果などを手続きの各段階で適宜公表し、広く意見を求めることが重要です。

市民参加の手法として、現行の環境アセスメント制度における*実施計画書や*準備書の*公告・縦覧と意見書の提出などの方法に加え、インターネット等を媒体とした意見交換、計画等の策定者等と討論できる「対話型」の*公聴会などを取り入れ、市民等の参加を積極的に促進します。

なお、既に計画等の策定プロセスの中で、市民参加の仕組みを設けている計画等については、総合環境アセスメントにおける市民参加と一体の手続きとして実施するなどにより、市民にわかりやすいものにする必要があります。

5 専門家・市長の意見

総合環境アセスメントにおける調査・予測・評価などについては、専門的な内容を多く含むため、市長は、専門家から意見を聴き、その妥当性を確保することにします。

また、総合環境アセスメントの客観性を高めるため、市長は、手続きの各段階で、環境の保全と創造の観点から、計画等の策定者に対して意見を述べることにします。

6 評価結果の計画等への反映

総合環境アセスメントは、計画等の策定に際し環境への影響や環境配慮事項などを明らかにするものです。計画等の策定者は、この過程で明らかになった環境情報を十分考慮し、策定しようとする計画等に反映させる必要があります。

また、計画等の策定者は、説明責任を果たす観点から、市民、専門家、市長等からの意見により形成された環境情報について、何をどのように考慮したのか、その考え方や経緯を十分に市民等に説明する必要があります。

7 柔軟な手続きの設定

計画等は、その種類、分野により、策定の手順や関係する主体（計画等の策定者、市民、環境 NGO・NPO、市長等）との調整などの手続きが異なります。

総合環境アセスメントの適用に際しては、個々の計画等の策定手続きや現行の環境アセスメント制度との調整を図りながら、1～6までに示した手続きの構成要素を適切に組み合わせるなど、柔軟に対応する必要があります。

第5章 調査・予測・評価のあり方

広島市総合環境アセスメントにおける調査・予測・評価の基本的な考え方は、次のとおりです。

- ① 複数案（*何もしない案（ゼロ案）を含む。）の比較検討を行います。
- ② 環境面への影響と社会・経済面への影響を関連させて評価します。
- ③ 環境面においては、累積的・複合的影響の調査・予測・評価を行います。
- ④ 環境の範囲は、現行の環境アセスメント制度の調査・予測・評価の項目を基本として設定します。
- ⑤ 計画等の種類、分野、対象地域などに応じて、適切な調査・予測・評価の項目を設定し、効果的・効率的な手法を採用します。

（解説）

1 複数案（ゼロ案を含む。）の比較検討

計画等の策定にあたっては、社会・経済面など様々な側面の選択肢が比較検討されており、総合環境アセスメントにおいても、環境面を中心として複数案の相対的な比較検討を行います。

複数案を比較検討することにより、計画等が影響を与える要素間のトレードオフ（*環境要素間のトレードオフ、環境面－社会・経済面のトレードオフ：トレードオフとは、ある目的を達成しようとする、他方の目的の達成ができなくなる関係、例えば、廃棄物処理で焼却処分するか埋立処分するかは大気汚染と空間占拠とのトレードオフ、道路建設で市街地をとるか森林をとるか人間の生活環境と自然環境保全とのトレードオフ、必要以上の環境保全対策をとるかとらないかは環境配慮と経済性とのトレードオフ）が明らかになり、重要な要素を抽出したり、各案の構成要素を組み合わせることができます。

また、複数案の相対的な評価をすることで、市民等の理解が深まることになります。

さらに、計画等の実施による整備効果や環境影響について、計画等の必要性、計画等の実施による環境面での改善効果を説明することが必要な場合には、ゼロ案を含む複数案の比較検討を行うことが有効となります。

2 環境面と社会・経済面への影響との関連

総合環境アセスメントでは、環境面への影響と社会・経済面への影響を関連させて評価します。総合環境アセスメントを適用する段階は、計画等の大まかな方向性を検討する段階であることから、環境配慮の違いにより、計画等が事業化された場合に要する費用や、整備効果なども大きく変化します。これらの社会・経済面での影響を考慮から外してしまうと、現実性のある環境配慮の検討が困難になり、総合環境アセスメントの実効性そのものも損なわれることになります。

社会・経済面の項目としては、計画等を事業化した場合の事業費、整備効果等の経済的影響、地域分断等の社会的影響などが考えられます。環境面の影響との関連づけでは、環境面の保全対策や影響の違いにより、これらの社会・経済面の影響がどのように異なる

ってくるかを複数案について比較検討し、明らかにすることが考えられます。

3 累積的・複合的影響の予測・評価

小規模な事業が集中し、全体として環境に大きな負荷をもたらす累積的な影響や、複数の事業の実施による複合的な影響について、現行の環境アセスメント制度では、*バックグラウンドデータとして予測に取り入れることで部分的に対応してきましたが、決して十分なものではなく、現行の環境アセスメント制度の限界として指摘されています。

総合環境アセスメントは、このような累積的・複合的影響に対する環境配慮を適切に行う手段として機能する必要があります。

個別事業を統括する上位計画では、各事業の情報がそろえば累積的・複合的影響を予測することは比較的容易ですが、各事業の熟度や実施主体がそれぞれ異なる場合に予測条件をどのように設定し、予測の結果をどのように環境配慮に活かしていくかという課題があります。一方、個別事業の計画段階では、現行の事業実施段階の環境アセスメントと同様に、累積的・複合的影響を予測することには一定の限界があると考えられます。

また、累積的・複合的影響の評価結果を環境配慮に反映するためには、環境に負荷を与えている様々な活動の主体に、どのような環境配慮を求め、環境負荷の総量をいかにコントロールするかについて検討する必要があります。

こうしたことから、今後、対象とする計画等の種類、分野毎に、累積的・複合的影響を調査・予測・評価する具体的な手法や、調査・予測・評価を支援するための環境情報システムの整備等について検討を行います。

4 環境の範囲

総合環境アセスメントでは、計画等の実施により、影響を受けるおそれのある*環境の構成要素は、現行の環境アセスメント制度と同様に、

- ① 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持（大気環境、水環境、土壌環境 等）
- ② 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全（動物、植物、生態系）
- ③ 人と自然との豊かな触れ合いの確保（景観、触れ合いの活動の場 等）
- ④ 環境への負荷（廃棄物、温室効果ガス 等）

の4つの視点から抽出することにします。

5 調査・予測・評価の項目及び手法の柔軟な設定

総合環境アセスメントでは、対象とする計画等の種類、分野、その内容、対象地域などに応じて、適切な調査・予測・評価の項目を設定し、効果的・効率的な手法を採用することにします。

第6章 参加する主体の役割

広島市総合環境アセスメントにおいては、計画等の策定者が主体的に調査・予測・評価し、その結果を公表するとともに、自らの計画等に反映させるものとします。

一方、計画等の策定者が行った調査・予測・評価の内容の客観性を高め、より適切な環境配慮を実現するため、市民、環境 NGO・NPO、市長など複数の主体が手続きに関与（参加）し、それぞれの役割に応じて十分な情報交流を行います。（図6）

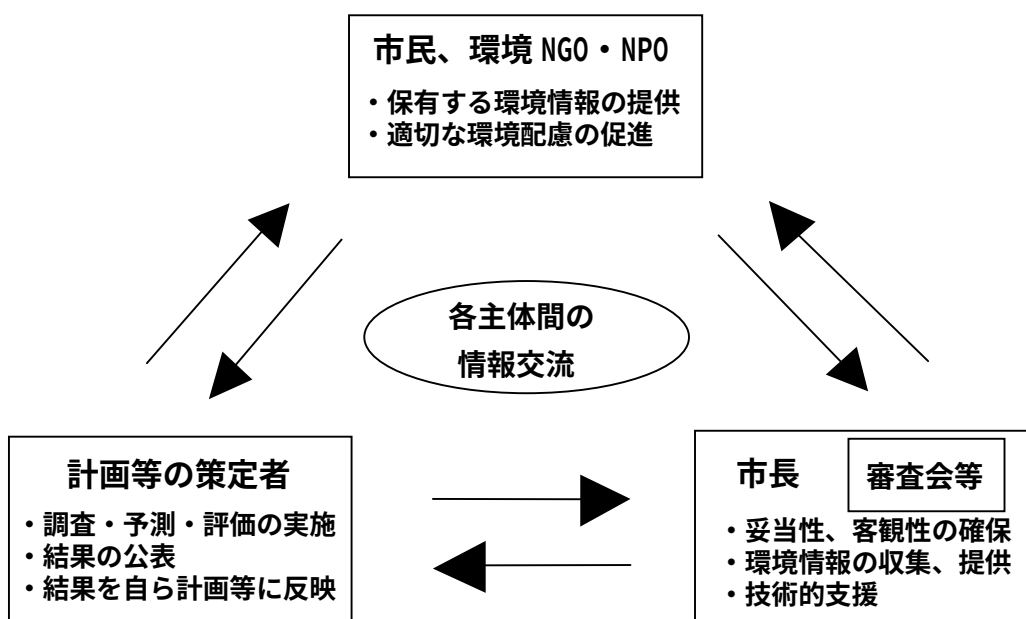


図6 各主体の役割

（解説）

1 計画等の策定者の役割

計画等の策定者は、主体的に、実行可能な複数案を設定し、環境への影響を調査・予測・評価します。

また、総合環境アセスメントで形成された環境情報を十分考慮して、環境への影響をできる限り回避・低減するよう計画等に反映します。その際には、考慮の経緯や結果を市民等に公表し、わかりやすく説明することが求められます。

2 市民、環境 NGO・NPO の役割

市民、環境 NGO・NPO の役割は、手続きの過程において計画等の意思形成に反映させるべき環境情報を計画等の策定者に提供し、より適切な環境配慮を促すことにあります。

なお、市民、環境 NGO・NPO など様々な主体が保有している環境に関する情報をそれぞれの主体が共有することによって、より効率的に適切な環境配慮の方法を検討できることになります。

3 市長の役割

市長は、調査・予測・評価の内容について、学識経験者などで構成する審査会に意見を求めるなど、その妥当性を高めるとともに、制度の客観性を確保するために、手続きのすべての段階において適切に関与します。

さらに、総合環境アセスメントを効率的に運用するために、計画等の策定者だけでなく、広く市民等にも利用が可能となるよう調査・予測・評価の手法、環境の現状、環境配慮事例などの環境関連情報のデータベース化を進めます。

[用 語 の 解 説]

【か行】

○ 環境の構成要素

環境要素のこと。（「環境要素」の解説を参照）

○ 環境への影響を回避・低減

環境影響評価法施行後の環境アセスメントでは、環境基準など一定の基準を満足するだけでなく、環境への影響を回避・低減するために最善の努力をすることが求められています。

回避とは、活動の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する（発生させない）ことをいい、重大な影響が予測される環境要素からその要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえます。

低減は、何らかの手段で影響を与える要因または影響を最小限に抑えるか、または、生じた影響を何らかの手段で修復することをいいます。

○ 環境要素

環境を構成する要素のこと。広島市環境影響評価条例では以下のとおり設定され、個別の環境アセスメントの手続きごとに、これらの環境要素の中から、調査・予測・評価の項目を選定します。

- ① 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持
 - ・大気環境（大気質、騒音、振動、悪臭）
 - ・水環境（水質、底質、地下水汚染、水象）
 - ・土壌環境（地形・地質、地盤沈下、土壌汚染）
 - ・その他の環境（日照阻害、電波障害、風害）
- ② 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全
 - ・動物
 - ・植物
 - ・生態系
- ③ 人と自然との豊かな触れ合いの確保
 - ・景観
 - ・人と自然との触れ合いの活動の場
 - ・文化財
- ④ 環境への負荷
 - ・廃棄物等
 - ・温室効果ガス等

○ 環境 NGO・NPO

環境保全や改善を目的として活動する民間団体、民間非営利団体のこと。

NGO とは、Non-Governmental Organization（非政府組織）の略称で、政府以外の全ての

民間団体を示します。環境に関する NGO は、世界自然保護基金（WWF）のような国際組織から地域の自主的組織まで、様々な団体が活動しています。

NPO は、Non-Profit Organization（非営利組織）の略称で、政府などのコントロールを受けずに自発的かつ非営利に活動する民間組織ですが、NGO との明瞭な区分や定義はありません。

環境 NGO・NPO には、環境保全活動を行うことのほかに、地域の住民、行政、企業への啓発や情報提供、提言、仲介などの役割が期待されています。

○ 公告・縦覧

公告は、行政機関が一定の事実（入札、試験の実施など）を広く知らせること。環境アセスメント制度では、環境アセスメントに関する図書（実施計画書、準備書、評価書など）の提出、市長意見を述べた旨などを公表することをいいます。

縦覧は、環境アセスメント制度では、環境アセスメントに関する図書を誰にでも自由に見られるようにすることをいいます。

○ 公聴会

公の機関がその意思決定に際して、関係者や専門家などの意見を聴く制度のこと。広島市環境影響評価条例では、市長は、関係住民から要望があった場合に、準備書について環境の保全の見地からの意見を聴くために開催します。

【さ行】

○ 酸性雨

化石燃料（石炭、石油など）の燃焼などにより生じる窒素酸化物、硫黄酸化物などの大気汚染物質が、大気中で酸化され、酸性粒子またはガスとして雨滴に取り込まれて酸性度が高くなって降る雨のこと。一般に pH5.6 以下の雨のことをいい、湖沼、土壌、森林などに深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

○ 実施計画書

広島市環境影響評価条例で、環境アセスメントを実施するにあたり、あらかじめ事業者が作成する、環境アセスメントの項目、調査・予測・評価の手法などについて記載した図書のこと。環境影響評価法に基づく方法書に該当。市長はこれを1か月間、公告・縦覧し、市民意見等を求める手続を行います。

○ 準備書

環境アセスメントの調査、予測、評価の結果について市民等の意見を聴くために作成する図書のこと。広島市環境影響評価条例では、事業者は準備書とその要約書を市長に提出するとともに、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催しなければならないことになっています。また、市長はこれを1か月間、公告・縦覧し、市民意見等を求める手続を行います。

○ スクリーニング (screening)

地域の環境特性や事業の内容等を踏まえて、環境への影響を考慮し、環境アセスメントの実施が必要な事業か否かを判断する手続き。

○ スコーピング (scoping)

住民などの関係者の意見を聴きながら、環境アセスメントの調査・予測・評価の手法や項目を選定する手続。スコーピングにより、調査等の作業の手戻りの防止、論点を絞って必要なことを重点的に行い不必要なことは行わないという、メリハリの効いた効率的な調査・予測・評価を行うことが可能となります。

○ 生態系

自然界に存在するすべての生物は、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響し合って自然界のバランスを維持しており、これらの生物に加え、気象、土壌、地形などの環境を含めて生態系といいます。互いに関連を持ちながら安定が保たれている生物界のバランスは、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、回復不能なほどの打撃を受けることもあります。広島市環境影響評価条例では、環境影響評価項目の一つとして、生態系の保全を設定しています。

○ 説明責任

事業の内容や収支について不正がないことを、社会に対してわかりやすく説明する責任。Accountability の訳語。

○ 戦略的環境アセスメント (SEA: Strategic Environmental Assessment)

政策、計画、プログラムを対象とする環境アセスメントのこと。従来の環境アセスメントよりも早期の段階である事業に先立つ上位計画や政策などのレベルで、十分な環境情報のもとで環境への配慮を意思決定に統合（意思決定のグリーン化）するための仕組みをいいます。

【た行】

○ 地球温暖化

人間活動の拡大に伴う温室効果ガス（地球から宇宙に放出される熱を逃がしにくい二酸化炭素、メタン、フロンなど）の排出量の増大により、大気中の温室効果ガス濃度が上昇し、地表面の温度が上昇すること。その結果、海水の膨張や極氷の融解に伴う海面上昇、気候メカニズムの変化に伴う異常気象の頻発など影響が生じるおそれがあるとされています。

○ 調査・予測・評価のための技術手法

環境アセスメントに係る調査・予測・評価を実施する際の、その内容、方法、手順等の技術的事項のこと。新しい環境アセスメント制度を確立するためには、手続き等の制度を整備するほかに、調査・予測・評価を実施するための技術的な手法を明らかにする必要があります。

あります。

【な行】

○ **何もしない案（ゼロ案）**

事業等の複数案を比較評価する場合に、選択肢の一つとなる事業を実施しない案。ゼロ案を設定することにより、複数案の環境等への影響がどの程度かより明確になるとともに、計画等の必要性・有効性が明らかになると考えられます。

【は行】

○ **バックグラウンドデータ**

事業による影響を受ける前の環境の現況を表すデータ。

○ **広島市環境影響評価条例**

広島市が平成 11 年に制定した環境影響評価に関する条例。それまでは、平成 7 年に定めた広島市環境影響評価要綱に基づき環境アセスメントが行われていました。条例と要綱を比較すると、条例では、事前配慮制度が盛り込まれたこと、環境影響評価の項目・手法を示した実施計画書の提出・公告・縦覧を義務づけたこと、工事着工後の事後調査を義務づけたことなどの点で改善されています。

○ **広島市環境基本計画**

広島市環境の保全及び創造に関する基本条例に掲げる基本理念の実現に向け、広島市の環境行政を推進する中心的な役割を担うものとして平成 13 年に策定したものの。その中で、主体別・地域別・事業別の環境配慮指針を定めており、具体的に講じる施策の一つとして戦略的環境アセスメントの導入検討を進めるとしています。

○ **広島市環境の保全及び創造に関する基本条例**

環境政策をこれまで以上に長期的視点に立ち総合的に推進していくために、広島市が平成 11 年 3 月に制定した条例。環境の保全及び創造に関する基本理念や行政・事業者・市民の責務・施策の基本方針を定めています。

○ **広島市基本計画**

広島市基本構想に掲げた都市づくりの指針を実現するため、施策の大綱を総合的かつ体系的に定めた計画。この基本計画は、平成 22 年を目標としており、個々の施策の具体的推進を図るため、平成 12 年度～15 年度までの 4 年間を計画期間とする実施計画が取りまとめられています。

○ **複合的な影響（複合的影響）**

複数の事業が比較的狭い範囲において同時期に実施されることにより、各種の環境影響が相乗的に競合重複してもたらされる影響。

【ま行】

○ ミチゲーション (mitigation)

開発事業などによる自然環境への影響を軽減するために、回避、低減、代償などの環境保全行為を講じること。まず環境への影響をできるだけ回避することが最優先であり、やむを得ない場合に低減による対応を考え、失った自然への代償措置は最後の手段とされています。

【ら行】

○ 累積的な影響（累積的影響）

比較的狭い範囲において、小規模な事業が時間を追って集中することによる、相乗的効果により全体として大きな影響となること。

注) この「用語集」は以下の資料を参考にして作成しています。

環境アセスメント研究会編『環境アセスメント 基本用語事典』（オーム社、平成 12 年）

環境庁地球環境部『三訂 地球環境キーワード事典』（中央法規、平成 11 年）

環境法令研究会編『最新環境キーワード 第 3 版』（経済調査会、平成 12 年）

横山長之、市川惇信共編『環境用語事典』（オーム社、平成 10 年）

環境庁環境影響評価研究会『逐条解説 環境影響評価法』（ぎょうせい、平成 11 年）

環境アセスメント研究会編『わかりやすい戦略的アセスメント』（中央法規、平成 12 年）

埼玉県『埼玉県戦略的環境アセスメント基本構想』（平成 13 年）

広島市『広島市環境影響評価条例制度集』（平成 11 年）

広島市『広島市環境基本計画』（平成 13 年）

広島市『第 4 次広島市基本計画（概要版）』（平成 12 年）

広島市『広島市総合計画』（平成 12 年）

広島市『広島市実施計画』（平成 13 年）